

国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学公印規程

平成16年4月1日
規程第 82 号

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）における公印について定める。

(定義)

第2条 この規程において「公印」とは、業務上作成された文書に使用する印章で、その印影を押すことにより当該文書が真正なものであることを認証することを目的とするものをいう。

(公印の作成等)

第3条 公印の作成、改刻又は廃止は、学長が行う。

(公印の形式)

第4条 公印は、方形の印面の周囲に一条の外側縁を付し、その内側に、刻印すべき機関名又は職名を明瞭な字体をもって浮き彫りにするものとする。この場合において、「印」又は「の印」の文字を加えて彫刻することができる。

(公印の種類及び寸法)

第5条 公印の種類及び寸法は、別表に定めるとおりとする。

(公印の印材)

第6条 公印の印材には、容易に摩滅又は腐食しない硬質のものを使用する。

(特別の用途に使用する公印の形式等の特例)

第7条 特別の用途に使用する公印であって、第4条から第6条に定める形式、寸法及び印材によりがたいものについては、これらの規定にかかわらず、学長が適宜その形式、寸法及び印材を定めることができる。

(公印の管守)

第8条 本学に公印管守責任者及び公印管守補助者を置く。

2 公印管守責任者は、公印が適切に使用されるよう公印を管理し、及び公印が使用されないときは、それを確実な保管設備に格納し、厳重に保管しなければならない。

- 3 公印管守補助者は、公印管守責任者の命を受け公印の管守その他公印に関する事務を処理する。
- 4 公印管守責任者及び公印管守補助者は、別表に定めるとおりとする。

(公印簿)

第9条 公印管守責任者は、別記様式による公印簿を備え、これを新たに作成又は改刻された公印を押印し、その印影を保存しなければならない。

(公印の使用)

第10条 公印の使用を必要とする場合は、発送しようとする文書の決裁済みの原議書を添えて、公印管守責任者又は公印管守補助者に公印の使用を請求するものとする。

- 2 公印管守責任者及び公印管守補助者は、前項の規定により公印の使用の請求を受けたときは、発送しようとする文書と決裁済みの原議書を照合したうえで、自ら押印し、又は公印の使用を請求した者に押印させるものとする。

(印影印刷)

第11条 一定の字句からなる文書で多数印刷するものにあつては、公印管守責任者は学長の承認を得て、その公印の印影を当該文書と同時に印刷して公印の押印にかえることができる。

(公印押印の省略とその範囲)

第12条 法人業務の合理化及び簡素化のため、公印押印を省略することができる。この場合における、省略の範囲を次の各号のとおり定める。

- (1) 学内文書（法令等で決められた様式等の文書で、公印の押印を必要とする文書を除く。）
- (2) 学外文書のうち、軽易な文書

(起案文書の取扱)

第13条 文書であつて、公印の押印を省略する文書については、起案文書（原案書）に公印省略と明記して、決裁を受け、文書の公印押印箇所（公印省略）と記入するものとする。ただし、学内文書については、公印押印箇所に「（公印省略）」の記入を省略することができる。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年5月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年11月15日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学公印規程の規定は、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成19年7月26日から施行し、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学公印規程の規定は、平成19年4月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成20年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年8月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年12月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科の印、奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科の印及び奈良先端科学技術大学院大学物質創成科学研究科の印並びに奈良先端科学技術大学院大学情報科学研究科長の印、奈良先端科学技術大学院大学バイオサイエンス研究科長の印及び奈良先端科学技術大学院大学物質創成科学研究科長の印は、改正後の国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学公印規程の規定にかかわらず、情報科学研究科、バイオサイエンス研究科及び物質創成科学研究科に在学する者が当該研究科に在学しなくなる日までの間は、なお従前の例による。

附 則

この規程は、令和3年1月1日から施行する。

別表（第5条及び第8条関係）

区分	種類	寸法（ミリメートル平方）	公印管守責任者	公印管守補助者	備考		
機関名	国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学の印	30	企画総務課長	総務係長			
	奈良先端科学技術大学院大学の印						
	奈良先端科学技術大学院大学の印（特）	45				学位記用	
	奈良先端科学技術大学院大学先端科学技術研究科の印	28					
	奈良先端科学技術大学院大学総合情報基盤センターの印						
	奈良先端科学技術大学院大学附属図書館の印						
	奈良先端科学技術大学院大学遺伝子教育研究センターの印	25					
	奈良先端科学技術大学院大学物質科学教育研究センターの印						
	奈良先端科学技術大学院大学データ駆動型サイエンス創造センターの印						

	奈良先端科学技術 大学院大学デジタル グリーンイノベ ーションセンター の印			
	奈良先端科学技術 大学院大学保健管 理センターの印			
職名	国立大学法人奈良 先端科学技術大学 院大学長の印	30		
	奈良先端科学技術 大学院大学長の印			
	奈良先端科学技術 大学院大学先端科 学技術研究科長の 印			
	奈良先端科学技術 大学院大学情報科 学領域長の印			
	奈良先端科学技術 大学院大学バイオ サイエンス領域長 の印			
	奈良先端科学技術 大学院大学物質創 成科学領域長の印			
	奈良先端科学技術 大学院大学総合情 報基盤センター長 の印			
	奈良先端科学技術 大学院大学附属図 書館長の印			
	国立大学法人奈良 先端科学技術大学			

院大学教育推進機構長の印		
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学研究推進機構長の印		
奈良先端科学技術大学院大学遺伝子教育研究センター長の印	23	
奈良先端科学技術大学院大学物質科学教育研究センター長の印		
奈良先端科学技術大学院大学データ駆動型サイエンス創造センター長の印		
奈良先端科学技術大学院大学デジタルグリーンイノベーションセンター長の印		
奈良先端科学技術大学院大学保健管理センター所長の印		
国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学産官学連携推進部門長の印		
奈良先端科学技術大学院大学事務局長の印	30	

奈良先端科学技術 大学院大学企画・ 教育部長の印	23	
奈良先端科学技術 大学院大学研究・ 国際部長の印		
奈良先端科学技術 大学院大学管理部 長の印		
奈良先端科学技術 大学院大学企画総 務課長の印	20	
奈良先端科学技術 大学院大学教育支 援課長の印		
奈良先端科学技術 大学院大学学術情 報課長の印		
奈良先端科学技術 大学院大学研究協 力課長の印		
奈良先端科学技術 大学院大学国際課 長の印		
奈良先端科学技術 大学院大学人事課 長の印		
奈良先端科学技術 大学院大学会計課 長の印		
奈良先端科学技術 大学院大学施設課 長の印		

	奈良先端科学技術 大学院大学長の印	1 2		諸手当認定簿 及び身分証明 書用
--	----------------------	-----	--	------------------------

別記様式（第9条関係）

(印 影)	
印影の名称	
印材	
寸法	
作成年月日 改刻	
使用開始年月日	
廃止年月日	
備考（特別の用途に使用する公印については、その用途を記入すること。）	

- 注意
- (1) 用紙は、A4判とし、公印1個につき1枚とすること。
 - (2) 印影欄には、強じんな和紙に押印したものを貼付すること。